

甲賀市立信楽小学校

いじめ防止基本方針

令和6年(2024年)4月1日

甲賀市立信楽小学校

目 次

1. はじめに.....	- 1 -
2. いじめの定義	- 1 -
3. いじめの禁止といじめ防止等.....	- 2 -
4. いじめ防止等のための組織.....	- 2 -
5. 学校全体としての取組.....	- 3 -
学校の基本姿勢.....	- 3 -
(1) いじめの防止のための取組	- 3 -
(2) いじめの早期発見	- 3 -
(3) いじめへの対処.....	- 3 -
(4) 家庭及び地域との連携.....	- 4 -
《家庭》	- 4 -
《地域》	- 4 -
(5) 関係機関との連携	- 4 -
6. 重大事態への対処	- 5 -
(1) 重大事態の意味について	- 5 -
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	- 5 -
7. 基本方針の見直し	- 5 -
8. いじめ防止等に向けての年間計画.....	- 6 -
本校のストップいじめアクションプラン	- 9 -

甲賀市立信楽小学校 いじめ防止基本方針

令和6年（2024年）4月1日制定

甲賀市立信楽小学校長

1.はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

2.いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものという。
- 2 「児童」とは、学校に在籍する児童をいう。
- 3 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようであっても、いじめられている児童の感じる被害性による見極めが必要である。
- 6 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 7 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も必要となる。ただし、これらの場合であっても、法が定義す

るいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

3.いじめの禁止といじめ防止等

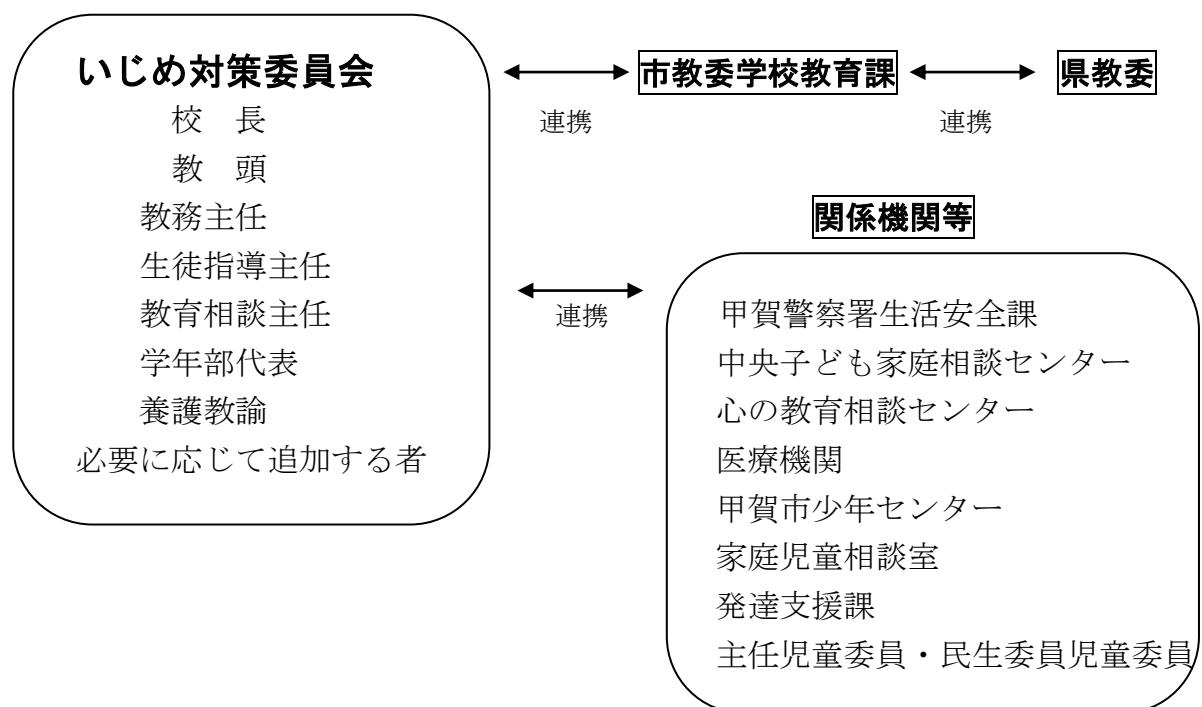
児童は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談すること。

教職員は、いじめはどの子にも起こりうる、どの子も被害者にも加害者にもなりうるという認識のもと、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよういじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）に努めるものとする。

4.いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。



5.学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、P D C Aサイクルを通して取り組みの充実を図っていく。

(1) いじめの防止のための取組

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていく。

- ① 児童等の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童生徒の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取り組みにあたる。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して児童を見守っていく。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ① 学校としての組織的対応をする。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。（ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。）

いじめが「解消している」状態とは、

- ① いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続していること
- ② いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認できていること

少なくとも上記2つの要件が満たされていることとする。なお、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじ

めが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

(4) 家庭及び地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取り組みをするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「子どもたちのSOSをキャッチしよう」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取組を進める。
- ③ PTAの活動で「いじめ未然防止」等の研修の充実を図る。

《地域》

学校長の諮問機関である学校評議員会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員児童委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校評議員会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、早期に警察に相談することとし、特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

○ 児童が自殺を企図した場合

○ 身体に重大な障害を負った場合

○ 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合

などである。

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

○ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となつたいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

7. 基本方針の見直し

隨時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

令和5年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(甲賀市立信楽小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4 月	□ 2部会 □生徒指導・教育相談推進委員会	△学習参観
5 月	□ 2部会 □生徒指導・教育相談推進委員会 ●児童アンケート「たのしい学校にしようアンケート」	◇学校評議員会 △希望個別懇談
6 月	■子どもを語る会 □ぽかぽかタイム（教育相談週間） □ 2部会 □生徒指導・教育相談推進委員会 ■いじめ対策委員会	◇民生委員児童委員懇談会 △学習参観
7 月	□ 2部会 □生徒指導・教育相談推進委員会	△地区別児童会 △学習参観
8 月	□ 2部会 □生徒指導・教育相談推進委員会	
9 月	□ 2部会 □生徒指導・教育相談推進委員会	
10 月	2部会 □生徒指導・教育相談推進委員会 ●児童アンケート「たのしい学校にしようアンケート」	▲学習参観、P T A親子人権研修 △個別懇談
11	■子どもを語る会 □ぽかぽかタイム（教育相談週間） □ 2部会 □生徒指導・教育相談推進委員会	△学習参観 ◇学校評議員会

月	■いじめ対策委員会 教育相談週間(保護者懇談)	
12月	●校内人権週間、人権の集い □2部会 □生徒指導・教育相談推進委員会 ○「心の実」の掲示	△個別懇談 △学習参観、地区別懇談会
1月	□2部会 □生徒指導・教育相談推進委員会 ○児童アンケート「たのしい学校にしようアンケート」	△学習参観
2月	□ぽかぽかタイム(教育相談週間) □生徒指導・教育相談推進委員会 □2部会 ■いじめ対策委員会	◇民生委員児童委員懇談会 ◇学校評議員会 △学習参観
3月	□生徒指導・教育相談推進委員会 □2部会	

年間を	□毎月最終登校日を「校内人権の日」とし、人権意識を高める話をするとともにアンケートによる児童の実態・内面理解に努める。	△児童の登下校を見守る活動により通学班等における児童の友だち関係等を把握するとともに適切に指導する。
を通して	<p>□毎日の下校の際、各担当教員が登校班でのトラブルがないかを聞き取り、問題があれば即対処し解決する。</p> <p>□全校を挙げて「言葉を大切にし、人と丁寧に関わる」取組を進める。</p> <p>□即時対応のケース会議を開催する。</p> <p>□報告・連絡・相談の流れを全職員が理解し、情報の速く、そして的確な収集に努める。</p> <p>□関係機関、特にスクールカウンセラーの活用を図る。</p>	

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：P T Aの取組や活動 ◇：地域の取組や活動

(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)

いじめをしないさせない学校**教職員のアクション**

○子どもを主体にした魅力的な教育実践を推進する

- ①「いじめを絶対に許さない」「一人ひとりを大切にする」人権意識をもつ。
- ②魅力ある授業づくりに努め、「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育む協働的な学びを築く。
- ③児童会、学級活動、学校行事の中で支持的な人間関係を育む。

○子どものささいなサインを見逃さない学級経営を行い、全校的な視野からの児童の見守りを行う

- ①朝の健康観察で一人ひとりの様子をつかむ。
- ②学校目標・生活目標・学級目標、予定表等、教室に掲示する。
- ③丁寧な言葉づかいで子どもに接し、何でも話せる関係を築く。
- ④休み時間、給食の時間、掃除の時間等の児童の人間関係を把握し、出来る限り全員に声かけをする。
- ⑤朝、下校後、教室の整理整頓をする。(持ち物・らくがき等、小さな変化に気づく)
- ⑥学期に1度児童アンケート「たのしい学校にしようアンケート」により児童理解を深め、適切な対応と指導を行う。
- ⑦地域や登下校での問題等に対しては、一斉下校時等に全校的な指導を行う。

○保護者・地域・関係機関との連携を密にする

- ①対応策を全職員が共通理解し、問題行動発生時には、即時、生徒指導部に連絡・相談する。
- ②日常より保護者との信頼関係を築き、連絡・家庭訪問を惜しまない。
- ③生徒指導・教育相談推進委員会を窓口とし、関係機関・地域の協力を得て対応する。

児童のアクション

○明るく楽しい学校の主役となる

- ①高学年をリーダーとしたたてわり活動の充実
- ②図書・人権委員会を中心とした児童会活動による人権意識の高揚
- ③人権週間における各学級・学年の取組
- ④言葉遣いを意識した友達との関わりを学ぶ

家庭・地域のアクション

○子どもが大切にされる家庭・地域づくり

- ①日常の情報交換を密にした学校との連携
- ②あいさつ運動、登下校の見守り運動
- ③気軽に相談できる保護者同士の信頼関係
- ④地域行事を通しての人間関係づくり
- ⑤関係機関との連携

いじめ発生時の対応

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ①いじめの疑い、訴え、発見 | ⑥保護者への報告(被害者、加害者) |
| ②いじめ対策委員会の設置 | ⑦傍観者への指導 |
| ③正確な情報把握(被害・加害・教師・保護者等) | ⑧学級・学年・全校への指導 |
| ④関係機関への連絡・連携(再発防止の取組) | ⑨ P T A, 地域の協力を得る |
| ⑤被害者の支援、加害者の指導 | ⑩その後の継続的な見守り・指導 |